（様式４）

広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び

広島市湯来交流体験センターの管理運営に関する事業計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請団体名

　　　　　　　　　**※行数が不足する場合は、貴団体で行数を増やしても差し支えありません。**

|  |
| --- |
| **１　市民の平等利用を確保することができること。** |
| ⑴　広島市国民宿舎湯来ロッジ（以下「湯来ロッジ」という。）及び広島市湯の山温泉館（以下「湯の山温泉館」という。）、広島市湯来交流体験センター（以下「交流体験センター」という。）における、市民の平等・公平利用を確保するための明確な考え方を示した上で、受付方法や利用について平等な取扱いをするための具体的方策等について記入してください。　ア　考え方　イ　具体的方策⑵　条例で掲げている使用、入場・入館及び行為の制限に該当する要件及び該当要件に当たる場合の対応方法を具体的に記入してください。　ア　使用の制限に該当する具体的要件（湯来ロッジ、交流体験センター）　イ　入場・入館の制限に該当する具体的要件（湯来ロッジ、湯の山温泉館、交流体験センター）　ウ　行為の制限に該当する具体的要件（交流体験センター）　エ　具体的な対応方法⑶　障害者や高齢者などの施設利用に当たっての合理的配慮について明確な考え方を示した上で、受付方法や利用についての具体的方策等について記入してください。　ア　考え方　イ　具体的方策 |
| **２　施設効用が最大限に発揮されること。** |
| ⑴　管理施設の利用促進策を記入してください。（湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターの利用促進策の具体的方法、施設の活用方策、施設間の連携など市が示す基準値を達成するための方策）⑵　施設が立地する湯来地域の活性化につながるよう、地域団体・民間事業者（地元の宿泊事業者含む）及び隣接する広島広域都市圏の市町等と連携した取り組み及び実施回数等について記入してください。（例：地元の宿泊事業者と連携した○○企画の実施（年○○回）、○○市と連携した神楽共同イベント企画の実施（年○○回）など）　ア　地域団体・民間事業者（地元の宿泊事業者含む）との連携について、「戸山地域・湯来地域活性化プラン」を推進する具体的な取組イ　隣接する広島広域都市圏の市町等との連携⑶　施設が立地する地域の特性、施設の特徴をいかした効果的なＰＲ方法について記入してください。（広報媒体（旅行代理店・出版社・マスコミ・インターネット等）別の方法、積極的にＰＲする地域の特性、施設の特徴など）⑷　利用者が施設を良好かつ安全に利用するための維持管理の考え方や手法、設備機器等の保守点検などの安全対策について、具体的に記入してください。　ア　維持管理の考え方・手法　イ　設備機器等の保守点検等の安全対策　（ア）管理に必要な項目　（イ）実施回数⑸　利用者に対するサービス向上を図るための方策について記入してください。ア　職員の接遇の向上を図るための方策を記入してください。　（例：社内接遇研修、接遇マナー向上の標語の掲示など）イ　ア以外の利用者に対するサービス向上を図るための具体的方策について記入してください。（湯来ロッジにおける季節料理や湯来の特産品を使用した食事の提供、マッサージチェアの設置、開館時間の延長、送迎バスの運行など）⑹ 当該施設は利用料金制を採用します。　ア　利用料金設定の基本的な考え方（それぞれの利用料金の設定と妥当性について）　（ア）湯来ロッジ　（イ）湯の山温泉館　（ウ）交流体験センター　イ　具体的な利用料金の額を提案してください（条例に規定する金額の範囲内であること。）。　　　別紙「具体的な利用料金の額」のとおり　ウ　イ以外の利用者サービスを向上するための利用料金に係る提案があれば記入してください。　　（例：回数券割引制、閑散期割引制」の導入など）エ　広島市が示した利用料金の減額及び免除を達成するための具体的な基準及び方策を記入してください（別紙でも可）。　オ　利用料金を返還する場合の基準及び方策を記入してください（別紙でも可）。 |
| **３　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。** |
| ⑴　団体の経営基盤（効率的な運営への取組、考え方及び理念等）について記入してください。⑵　団体の実績（類似施設の管理実績：名称、施設の規模、管理年数、業務内容等）について記入してください。⑶　管理体制について　ア　人員体制、人員配置、人材育成体制等について記入してください（必要な専門職員・資格者の確保見込、人員体制(ローテーションやバックアップ体制)、職務分担及び職務内容、雇用関係、連絡網及び職員教育の具体的方法等。）。イ　責任体制、再委託する業務（業務内容、再委託する理由、再委託先の選定方法等）の範囲について記入してください。　⑷　緊急時の対応（火災、風水害など）及び安全対策（防犯、防災、衛生対策など）について記入してください。⑸　個人情報の適正な管理体制（組織体制の整備、職員教育、電子データで取り扱う場合は電子媒体等の盗難防止策やクラウドサービスの利用状況、外部からの不正アクセス等の防止に関する情報セキュリティ対策等）について記入してください。⑹　利用者及び近隣住民からの苦情を想定した上で、その具体的対策を示してください。 |

具体的な利用料金の額

別　紙

１　湯来ロッジ

⑴　宿泊施設

ア　宿泊する場合（１人１泊につき）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 大　　人 | 小　　人 | 幼　　児 |
| 条例上の限度額 | 8,380円 | 7,340円 | 3,670円 |
| 提案額 | 和室 | ５人利用 | 円 | 円 | 円 |
| ３人又は4人利用 | 円 | 円 | 円 |
| １人又は２人利用 | 円 | 円 | 円 |
| 洋室 | ２人利用 | 円 | 円 | 円 |
| １人利用 | 円 | 円 | 円 |

　　　　※　この表において、「幼児」とは４歳に達する日の翌日から６歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者を、「小人」とは同日の翌日から１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者を、「大人」とは同日までの間にない者をいいます。

※　表の区分の宿泊人数による区分けは例示ですので、申請者の考え方により変更可能です。

夏季、年末年始及び休前日等シーズンによる割増し等を行う場合に記入してください。

　　　　①　夏　季　　　　　月　　日～　　月　　日　　　　　　　　　　円増

　　　　②　年末年始　　　　月　　日～　　月　　日　　　　　　　　　　円増

　　　　③　休前日（祝日を含む休日の前日等）　　　　　　　　　　　　　円増

　　　　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　円増

※　シーズンによる割増しを行う場合においても、宿泊料金は条例上の限度額を超えて設定することはできません。

　　　　※　上記のシーズンの区分は例示ですので、申請者の考え方により変更可能です。

　　イ　休憩する場合（１室につき）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | ３時間まで | ３時間を超え６時間まで | ６時間を超える１時間までごとの加算額 |
| 条例上の限度額 | 8,910円 | 9,900円 | 1,980円 |
| 提案額 | 和室１０畳（５人部屋） | 円 | 円 | 円 |
| 洋室（ツイン） | 円 | 円 | 円 |
| バリアフリー室（４人部屋） | 円 | 円 | 円 |
| バリアフリー室（２人部屋） | 円 | 円 | 円 |

※　表の区分ごとに提案してください。

　⑵　入浴施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 単　位 | 条例上の限度額 | 提案額 |
| ４歳以上１２歳未満の者（宿泊する者を除く。） | １人１回につき | 420円 | 円 |
| １人１日につき | 630円 | 円 |
| １２歳以上の者（宿泊する者を除く。） | １人１回につき | 740円 | 円 |
| １人１日につき | 1,040円 | 円 |

　　　　※　表の区分、単位ごとに提案してください。

　⑶　多目的ホール及び広間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 条例上の限度額 | 提案額 |
| 多目的ホール | ３時間まで | 132,000円 | 円 |
| ３時間を超える場合 | 165,000円 | 円 |
| 広間 | ３時間まで |  25,520円 | 円 |
| ３時間を超える場合 |  31,900円 | 円 |

※　表の区分ごとに提案してください。

※　多目的ホール又は広間を間仕切りして使用する場合の金額は、この表に定める金額を使用する面積に応じてあん分した額とします。

２　湯の山温泉館

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 単　位 | 条例上の限度額 | 提案額 |
| ４歳以上１２歳未満の者 | １人１回につき | 200円 | 円 |
| １人１日につき | 450円 | 円 |
| １２歳以上の者 | １人１回につき | 430円 | 円 |
| １人１日につき | 780円 | 円 |

　　　　※　表の区分、単位ごとに提案してください。

広島市湯の山温泉館条例は、令和4年度末に利用料金の改正を行っています（施行：令和6年4月1日）。市ホームページで条例をご覧になる際は、施行年月日切替を「令和6年4月１日」にしてください。

３　交流体験センター

　　条例第5条第1項の許可を受けたもの（施設）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 単　　位 | 条例上の上限額 | 提案額 |
| 交流体験館 | 調理体験室 | 1時間までごとに | 460円 | 円 |
| 会議室 | 1時間までごとに | 460円 | 円 |
| 屋外ステージ | ステージ | 3時間まで | 780円 | 円 |
| 3時間を超える1時間までごとに | 250円 | 円 |
| 工芸室兼楽屋 | 1時間までごとに | 460円 | 円 |
| 特産品市場館 | 1月につき | 13,610円 | 円 |
| イベント広場 | 3時間まで | 3,130円 | 円 |
| 3時間を超える1時間までごとに | 1,030円 | 円 |
| ステージ広場 | 3時間まで | 1,880円 | 円 |
| 3時間を超える1時間までごとに | 620円 | 円 |
| 交流体験広場 | 3時間まで | 870円 | 円 |
| 3時間を超える1時間までごとに | 280円 | 円 |

※表の区分ごとに提案してください。

備考　１　商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍に相当する額とします。ただし、特産品市場館はこの限りではありません。

　　　　２　「1月」とは、月の初日から末日までをいいます。

　　　　３　月の初日以外の日から使用する場合又は月の末日以外の日まで使用する場合における当該月の金額は、当該月の日数を基礎として日割により計算します。

　　　　条例第9条第1項第1号又は第2号の許可を受けた者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 単　　位 | 条例上の上限額 | 提案額 |
| 物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合 | 1平方メートル1日につき | 200円 | 円 |
| 業として写真を撮影する場合 | 1人1日につき | 640円 | 円 |
| 業として映画を撮影する場合 | 1日につき | 13,200円 | 円 |

※　表の区分ごとに提案してください。

　　　　備考　金額を算定する場合において、使用の面積が0.01平方メートル未満のとき又は使用の面積に0.01平方メートル未満の端数が生じたときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算します。

４　上記設定以外の利用料金の設定について提案があれば記入してください。